



あなたの戸籍で、不当な利益を得ている人がいます

自分で、家族で、個人情報を守る登録型本人通知制度の活用を！！



登録型本人通知制度

代理人や第三者が各種証明書などを取得した場合、交付したことを市から本人に通知する制度です。これにより、不正請求などの早期発見につながります。証明書等を不正に取り扱うことは、個人の権利を侵害する犯罪行為です。本制度に登録して、個人情報の漏えいを防ぎましょう。

登録方法

申請できる方	市に住民登録や本籍がある人 ※国外に転出されている人は除く
申請場所	市民課(本庁舎)、総合支所(寒川庁舎)
必要なもの	- 登録申請書(申請場所や市ホームページで取得できます) - 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など) - 代理人による申請の場合は、委任状と代理人本人の本人確認書類 ※郵送による申請もできます。

【問】登録・手続きに関すること 市民課 ☎(087)894-9218
制度に関すること 人権推進課 ☎(087)894-9088

8月は、同和問題啓発強調月間です！

しあわせ
C♡C O R O 通信

同和問題とは、特定の地域出身・在住であることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活でさまざまな差別を受けたりする、憲法で保障された基本的人権の侵害にかかわる問題です。

香川県では、毎年この時期にポスターを作成しています。香川県が作成したポスターをもとに、同和問題の解決について考えてみましょう。



同和問題解決の糸口を3枚のポスターが教えてくれています。

結婚したい相手を、人物本位で決めた女性に対し、相手の出身地を気にした家族のことが対比して示されています。同和問題の本質に迫るポスターです。

①では、時を砂で表し、差別を人の手で解決しなければ、時が流れても差別は残ったままとなる姿が表現されています。

②では、差別を未来に引き継がないために、「忘れよう」ではなく、「みんなで、ちゃんと理解して、なくすこと」が大切だと示されています。

③では、差別問題は他人事ではなく、自分事として学び、正しく考え行動できる人になることで、差別をなくせると読み解くことができます。

【問】人権推進課 ☎(087)894-9088